



平成27年5月19日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴 弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 哲
(コード番号 5386 東証第2部・名証第2部)
問合せ責任者 常務取締役管理本部担当 山内 浩一
(TEL. 0569-29-7311)

(訂正)「定款一部変更及び社外取締役候補者の選任に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ

平成27年4月30日に開示しました「定款一部変更及び社外取締役候補者の選任に関するお知らせ」につきまして一部訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所
別紙 第36条
2. 訂正内容
平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、
補欠監査役の予選に関する会社法の項数変更に伴い、次頁のとおり追加訂正いたします。

訂正前

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 陶器瓦の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 (新設) 3. 屋根資材の販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第40条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粘土瓦の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 3. 陶板壁材の製造および販売 4. 建築資材の開発および販売 5. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第42条～第51条 (現行どおり)</p>

訂正後

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>陶器瓦</u>の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 (新設) 3. <u>屋根資材</u>の販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>粘土瓦</u>の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施工 3. <u>陶板壁材</u>の製造および販売 4. <u>建築資材</u>の<u>開発</u>および販売 5. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 	<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 (現行どおり) 3 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第<u>41</u>条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第<u>40</u>条～第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>42</u>条～第<u>51</u>条 (現行どおり)</p>

以 上